

平成30年度行政評価シート【個表】

平成 30 年 7 月 13 日

評価対象事業		評価者	都市景観課長	吉田 浩
都景-04	実施事業	都市景観形成事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課 都市景観課
	まち・ひと・しごと		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課
総合計画上の位置付け	分野	都市景観	施策の方針	良好な都市景観形成事業の推進

1 事業の目的

対象	市民等
意図	景観法の活用により、開発行為や建築行為等に対する景観誘導、市民・事業者への普及・啓発・支援、行政の先導的な都市景観形成事業の推進を図るため。
効果	古都としての風格を基調とし、地域の特性を生かした都市景観を守り、つくり、育てることにより、潤いと安らぎのある快適なまちづくりを図る。

2 平成29年度に実施した事業の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・古都としての風格ある都市景観形成を推進するための調査や助成などを行った。 ・景観計画、景観地区等による良好な景観の形成を推進した。 ・鎌倉市屋外広告物条例の制定を含めた適正な規制・誘導策の検討及び普及啓発を行った。 ・旧村上邸など、景観上重要な建造物等の保全活用を図った。
--

3 事業費等基礎データ

データ区分	28年度決算	29年度決算	データ区分	30年度当初予算	備考
人口等のデータ	人口	176,869人	人口	176,308人	・各年3月31日(住民基本台帳)
	世帯数	80,928世帯	世帯数	81,763世帯	
	事業の対象者数				
運営資源状況	決算値(千円)	35,765	34,020	当初予算(千円)	40,830
	国県支出金			国県支出金	
	地方債			地方債	
	その他	26,424	16,018	その他	30,937
	一般財源	9,341	18,002	一般財源	9,893
	人員配置数	6.5	6.0	人員配置数	5.5
事業経費運営	人件費(千円)	50,162	46,115	人件費(千円)	43,175
	総事業費(千円)	85,927	80,135	総事業費(千円)	84,005
	市民1人当りの経費(円)	486	454	市民1人当りの経費(円)	476
	対象者1人当りの経費(円)			対象者1人当りの経費(円)	

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、プルダウンで選択。

効率性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	3. 統合できない
妥当性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	2. 増大している
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きい	3. 廃止・休止による影響は大きくある
	今後も市が実施すべき事業か	5. 豊かな市民生活に寄与することから、今後も市が実施する必要がある
有効性	事業の成果は得られているか	2. 成果は概ね出ているが、更なる努力は必要である
	事業の上位施策に向けた貢献度は大きい	3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入 △-3. 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	○.協働実施済 協働実施済の場合のパートナー 違反屋外広告物除却協力員、景観整備機構

事業内容の方向性	<input type="checkbox"/> a: 事業内容を見直す →	見直しの種類	<input type="checkbox"/> 拡大	見直しの内容	事業へ統合
	<input checked="" type="checkbox"/> b: 事業内容は現状通りとする		<input type="checkbox"/> 縮小		
	<input type="checkbox"/> c: 事業を休止又は廃止する		<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> d: 他事業と統合し、本事業は廃止する →				

予算規模の方向性	<input type="checkbox"/> A: 予算規模を拡大する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由	・今後は屋外広告物の市独自条例の策定とこれに伴う違反対応の強化などに対応する人員の確保が必要となるため、事業予算の調整が必要である。
	<input checked="" type="checkbox"/> B: 予算規模は現状維持とする		
	<input type="checkbox"/> C: 予算規模を縮小する		

総評(評価に対する考え方、根拠等)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自らが景観形成のための協議を行っている地域があるなど、市民の景観を守ろうとする意識は依然として高いことから、そのような市民のニーズに応えていくためにも今後も市が積極的に対応していく必要がある。 ・景観計画・景観地区等による良好な景観の形成を着実に推進している。 ・屋外広告物の除却キャンペーン等を通じて、適正な規制・誘導策の検討及び普及啓発を行うなど、古都としての風格ある都市景観形成を推進している。また、違反屋外広告物除却協力員制度により市民と協働して事業を展開し、適切に運用している。 ・平成29年3月に景観計画を改定し、平成38年までの概ね10年間の期間とする新たな計画を策定した。また、それに伴い、都市景観条例を一部改正し、平成29年7月1日に施行した。 ・今後も、鎌倉らしい都市景観の創出のため、市独自の屋外広告物条例の制定に取り組む必要がある。
-------------------	---

平成29年度事業実施にあたっての課題(前年度未解決の事項を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・改定した景観計画の適切な運用を図る。 ・引き続き、違反屋外広告物、未申請広告物の対応を行う。 ・屋外広告物の適正な規制・誘導策を検討する。 ・旧村上邸の耐震診断等を実施するとともに、平成30年度以降の活用主体の検討を進める。 	
課題解決のために行った平成29年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・改定した景観計画の適切な運用を図るため、パンフレット作成やホームページ等での周知を行った。 ・屋外広告物除却キャンペーンを継続して実施し、違反屋外広告物、未申請広告物の対応を行った。 ・鎌倉市屋外広告物条例の制定に向けた検討事項を整理し、関係機関に概要説明を行った。 ・旧村上邸の耐震診断を実施するとともに、親子景観セミナーでは現地で障子貼り体験を行った。 	<input type="checkbox"/> 解決 <input checked="" type="checkbox"/> 一部解決 <input type="checkbox"/> 未解決
未解決の課題、新たな課題とその理由	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市屋外広告物条例の制定に向けて、関係機関と調整を図る。 ・旧村上邸の保存活用計画の策定及び適正な管理を図る。 ・鎌倉の顔である若宮大路と小町通りについて、建物の形態意匠の明確な基準を定めるため、ガイドライン作成に取組む。 ・歴史的建造物が失われていくことを防ぐため、建造物保存に向けたサポート体制を構築する。 	

○ 他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	景観地区の指定面積・地区数								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績	232.0ha 2地区	63.1ha 2地区	0	0	0	0	0	0	0

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	<p>景観地区とは建築物の形態意匠の制限のほか、建築物の最高限度、敷地面積の最低限度等について都市計画決定するものであり、全国で22市町、39地区が指定されている(平成28年9月30日現在)。関東では、東京都江戸川区3地区(29ha)、鎌倉市2地区(232ha)、藤沢市2地区(63.1ha)の計7地区が指定されている。</p>
----------------------	--

◎ 事業実施に係る指標

指標の内容	違反屋外広告物除却件数	単位	件	指標の傾向		備考	
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30	H31
屋外広告物の適正な規制・誘導を図ることは、古都としての風格ある都市景観形成の推進に資するものであるため。	目標値	-	-	-	-	200.0	200.0
	実績値	(146)	(101)	(364)	(243)		
	達成率	-	-	-	-		

当該事業実施に伴う指標の推移に関する考え方	
-----------------------	--